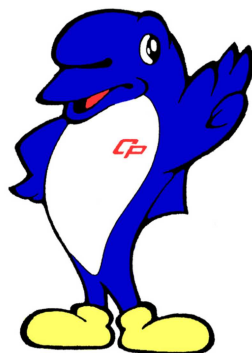
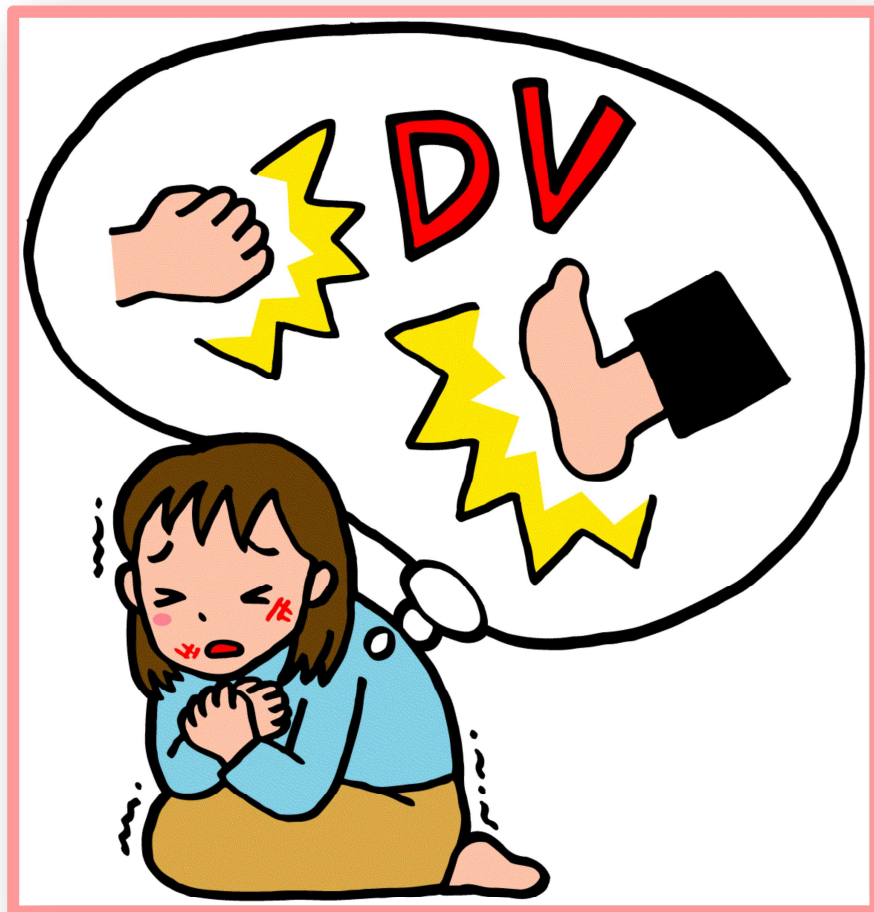


配偶者等からの暴力で お悩みの方へ



千葉県警察

～警察で対応できること～

被害届を出したい

配偶者等からの暴力等は、被害届を提出することによって、配偶者等の身柄を拘束するなど、刑事事件として取り扱うことができます。

どこかに逃げたい

配偶者等からの暴力を避けるため、一時避難場所(シェルター等)への入所の手助けをしたり、自立支援を行っている機関に引継ぎします。

暴力を振るわないよう注意してほしい

あなたが「今後、暴力を振るわないように配偶者等に注意してほしい。」と要望すれば、警察から配偶者等に対して指導警告を行います。

避難先を知られないようにしたい

あなたの申出が妥当と認められれば、行方不明者届を受理しないことができます。

その他に…

- 配偶者等が近寄ってくることを防止する保護命令制度
- DV被害者を支援してくれる関係機関などがあります。

再被害を受けないために

自分の置かれている危険な状況を甘く見ない

何度も暴力を受けているのに避難せず、被害届の提出も躊躇しているうちに、取り返しのつかない状態に陥ったケースもあります。

- このぐらいの暴力なら耐えられる
- いつものことだから大丈夫
- お酒を飲んでいないときは、いい人だから
- 私が我慢すれば・・・

等と安易に考えてはいけません。

※ 暴力的な性格は簡単に変わることはありません。

安全を第一に、早め早めの対策を

一度暴力を受けると、暴力はエスカレートしていきますので、身の安全を第一に、事件化や一時避難(シェルターや相手に知られていない親族宅等)などの対策を早めにとるようにしましょう。

親族や友人にも協力依頼を

一人で悩まずに、あなたのことを一番心配してくれる親族や友人にも協力を求めておきましょう。

あなたにさせていただくこと

- 被害届出に備えて、暴力を受けた日時・場所・状況等の記録や診断書をとっておきましょう。
- 生命・身体に対する脅迫についても保護命令の対象となりますので、その内容を記録化(メール、手紙等は保存)しておきましょう。
- ストーカー規制法による措置に備えて、電話・メールの内容や着信履歴を保存するなど、つきまといの状況を記録しておきましょう。

保護命令制度

保護命令とは

配偶者等からの暴力や生命等に対する脅迫を受け、更なる暴力により、その身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに被害者の申立てにより裁判所が発する命令

保護命令の申立て先

申立人又は相手方の住所・居所、暴力又は脅迫が行われた場所を管轄する地方裁判所

保護命令の対象となる暴力

- 配偶者等からの身体に対する暴力
- 生命等に対する脅迫

保護命令の種類

- 退去命令(有効期間2ヶ月間)
 - ・ 配偶者等に対して、同居する住居から退去するように命じるもの
- 接近禁止命令(有効期間6ヶ月間)
 - ・ あなたに接近することを禁止する命令
 - ・ あなたと同居する未成年の子に接近することを禁止する命令
 - ・ あなたの親族に接近することを禁止する命令

保護命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則があります。

メモ欄

警察へ相談を希望される方は、最寄りの警察署等にご連絡下さい。